

第4回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月23日(金) 午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (11名)

会長	13番	岩楯 重治			
会長職務代理	12番	眞利子 隆			
委員	1番	橋本 智明	3番	芦田 正之	
	5番	大場 幸一	6番	石川 善一	
	7番	関口 賢一	8番	田島 勝	
	9番	田嶋 正剛	10番	山寄 一男	
	11番	松丸 直義			

4. 欠席委員 (2名)

2番	村山 雅美	4番	佐久間 梅吉
----	-------	----	--------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

議案第3号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	関山 健二	農産係長	小川 英彦
主査	酒井 俊之	主任主事	中倉 由美子
主任主事	宮代 祐輔		

7. 会議の概要

議 長 　ただ今より第4回江戸川区農業委員会を開会します。本日、村山委員さん、佐久間委員さんをご欠席でございます。

　日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。関口委員さんと田島委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 　それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 　報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により5件の書類を受理いたしました。なお、今回も先月の委員会と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 　報告第1号について、質問等ございませんか。

（質問、異議なし）

議 長 　質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 　次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 　議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて）についてご審議願います。議案第1号の1ですが、議案書記載のとおり4筆です。該当地は次ページの地図のとおりです。以上でございます。

議 長 　議案第1号の1について、私が確認を取ってございますので、ご報告いたします。

岩楯会長 　10月13日に事務局の酒井さん、中倉さんと一緒に●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんの畑は本人の妹さんが住む自宅横にあり、本人は別住所に居住しています。現地確認当日は柿やびわ、プラムなどの果樹が植わっており、畑にはサツマイモが栽培されておりました。農地としてきれいに管理されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　地区担当委員として報告させていただきました。質問ご意見等なければ証明書の発行をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（質問、異議なし）

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて)についてご審議願います。

概要及び経過を説明いたします。案件は2件ございます。まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり1筆あり、生産緑地指定箇所としては1箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成29年2月5日～令和2年2月4日です。2番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は、平成29年2月5日～令和2年2月4日となります。以上でございます。

議 長 議案第2号の1について、村山委員さんが確認を取ってございますが、本日ご欠席のため、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。10月6日に、村山委員さんと事務局の酒井、中倉で●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんは園芸農家さんで、パイプハウスが2棟あり、露地の畑では、植木の苗の刺し芽をポット植えでたくさん並べており当日は、りゅうのひげとオリーブを生産されていました。

葛西市場のフラワーポートへの出荷と息子さんが造園業をされており、造園業の方で出荷しているとのことで、ご家族で分担して作業をされているとのことでした。なお、当日は村山委員さんから農地としてきれいに管理されているとお話をいただいておりますので併せてご報告いたします。ご審議のほど よろしく願います。

議 長 議案第2号の2について、石川委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

石川委員 それでは報告いたします。10月6日に、事務局の酒井さん、中倉さんとともに●●さんの畑の現地確認に伺いました。この農家さんは毎年きれいに畑を管理されており、現地確認当日もきれいに管理されていました。作物は白菜、ブロッコリー、キャベツなどの野菜がよくできていました。また、自宅に近い畑ではこれから高菜を栽培されるとのことで、トラクターできれいに耕運されていました。農地として申し分ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 地区担当委員さんの証言がございましたので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第2号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第3号の審議をお願いします。

事務局 議案第3号（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による申請について）についてご審議願います。議案書のとおり来年度1つの区民農園を開園予定です。土地の所在地番・権利設定期間等は議案書記載のとおりです。また、開設場所については、次ページ以降の地図のとおりです。以上でございます。

議 長 議案第3号について、質問ご異議ございませんか。

（質問、異議なし）

議 長 では、承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。